

## 企業が作成する就業規則等の規則方法及び記載例

- ・作成に当たっては、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給、採用年度から○年度まで等）、金額等を記載していただく必要があります。
- ・以下に、既存の就業規則に条項を追加した上で、詳細について別規程で定める場合の記載例を示します。
- ・記載例ですので、自由に設定いただいて構いませんが、中小企業等奨学金返還支援事業の補助金の支給には一定の要件があります。

## 1 就業規則

## (1) 手当支給の場合

(奨学金返還支援手当)

第○条 奨学金返還手当は、過去に奨学金を受給し、現に奨学金を返還している者に対し、支援する。

月額 〇〇,〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等詳細については奨学金返還支援制度規程に定める。

## (2) 奨学金貸与機関に直接送金する場合（代理返還する場合）

第○条 奨学金返還支援は、過去に奨学金を受給し、現に奨学金を返還している者に対し、会社が当該奨学金の返還額の一部を奨学金貸与機関に直接送金し、支援する。

月額 〇〇,〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等詳細については奨学金返還支援制度規程に定める。

※奨学金貸与機関によっては、代理返還制度を設けていない場合もあるため、手当支給と代理返還の両方を規定することも考えられます。学生が最も多く利用する独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、下記URLのとおり代理返還制度があります。

<https://dairihenkan.jasso.go.jp/>

※労働基準法第 89 条の規定により、常時 10 人以上の労働者を使用している事業場では「就業規則」を作成し、同法第 90 条の規定により、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。就業規則を変更した場合も同様に届け出る必要があります。

## 2 社内規程

### 奨学金返還支援制度規程

株式会社〇〇〇〇

(目的)

第1条 この規程は、奨学金返還支援制度について定めたものである。

(奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を返還している従業員に対して、会社が返還額の一部を補助するために、奨学金返還支援手当（以下「手当」という。）として支援することをいう。

(奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を返還している従業員に対して、会社が返還額の一部を補助するために、奨学金貸与機関に直接送金（以下「代理返還」という。）して支援することをいう。

(支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 就業規則第〇条に定める正社員であること。
- (2) 採用された日の属する年度の3月31日において、35歳以下であること。
- (3) 奨学金を受給し、現に奨学金返還をしている者であること。
- (4) 〇〇市（町）内に住民登録があること。
- (5) 第4条の書類を提出した者であること。

(書類の提出)

第4条 支援制度の適用を受けようとする社員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類の写し
  - (2) 奨学金等の借入残高が分かる書類の写し
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金等を返還していることを証明する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

(奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) 地方公共団体、大学、民間企業・団体などが貸与する奨学金。ただし、特定の職種へ就職した場合や特定の地域に居住した場合等に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。

(奨学金返還支援手当)

第6条 手当は、毎月の給与で支給する

- 2 手当は、月額〇〇、〇〇〇円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。
- 3 欠勤、休業、休職中などの勤務をしていない日、期間についても全額支給する。

(代理返還)

第6条 代理返還は、毎月行う。(このほかの例：3月、6月、9月、12月の年4回行う。)

- 2 手当は、月額〇〇、〇〇〇円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。
- 3 欠勤、休業、休職中などの勤務をしていない日、期間についても全額支給する。

(支援期間)

第7条 支援期間は、次のいずれか早い月までとする。

- (1) 支援対象者が35歳となる年度の末日の属する月
  - (2) 支援対象者の採用年度を1年目として、5年目の年度の末日の属する月
- 2 奨学金返還が終了した場合は、最終返還月まで支援する。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、事前に社員に対して通知する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

※支援対象者の範囲、支給時期・金額等については、自由に設定いただいて構いませんが、中小企業等奨学金返還支援（県モデル）事業の補助金の支給には一定の要件があります。上記下線部分で例示した箇所は、補助金の支給に係る要件になりますが、労働基準法の均等待遇の観点を踏まえ、労使で十分に話し合った上で、規定内容を決定してください。